# 県職員デジタルリテラシー・スキル向上研修業務委託仕様書

本契約の業務内容は、契約書に定めるものほか、この仕様書に定めるところによる。

## 1　業務名

県職員デジタルリテラシー・スキル向上研修業務

## 2　委託期間

契約日から令和10年３月31日（金）まで

## 3　背景と目的

生成ＡＩ等をはじめとするデジタル技術の進化は目覚ましいものがあり、こうした時代の変化に遅れることなくスピード感を持って、更なる行政サービスの質の向上を図っていくためには、マネジメント層に対するＤＸ推進の意識付けの強化、ＤＸ推進の中核を担う人材の育成・確保、デジタルツールを活用する全ての職員のデジタルリテラシーの向上等に重点的に取り組む必要がある。

また、市町を含めた静岡県全体の行政サービスの質の向上・効率化のためには、県におけるデジタル人材育成の取組を県内市町へと展開し、デジタル人材の育成のモデルケースとなることが重要である。

こうした状況の中、県は、デジタル人材の育成・確保をより計画的、効果的に推進するため、デジタル人材の人材像、役割、必要な知識・スキル等を明確化するとともに、育成・確保策について方向性を示した「静岡県デジタル人材育成・確保方針[i]」を令和７年３月に策定した。

本業務は、「静岡県デジタル人材育成・確保方針」に基づき、全職員のデジタルリテラシー・スキルの底上げを目的とし、実施するものである。

## 4　県のデジタル人材の体系と本業務の位置付け

(1) 県におけるデジタル人材の体系の概要は、表１のとおりである。

(2) 本業務は、表１のうち「一般職員（デジタル人材）」を対象として実施する。

【表１：デジタル人材の体系概要】

| 人材区分 | 人材像 | 必要数 |
|---|---|---|
| デジタル推進官 | ＤＸ推進の意義を理解し、強力なリーダーシップと豊富な行政経験・知識により部局内のＤＸを推進 | 各部局１人配置<br>（各部局部長代理等） |
| ＤＸ推進マネージャー | ＤＸ推進の意義を理解し、リーダーシップ | 各所属１人～若干名<br>（課長、班長 等） |

| | | |
|---|---|---|
| | と、豊富な行政経験・知識により所掌範囲のＤＸを推進 | |
| ＤＸ推進スペシャリスト | データ分析、ユーザー環境、セキュリティ、システム監視・管理、その他特定の分野において高度な専門性を有し、ＤＸ推進リーダーや担当課と連携しＤＸの取組をリードできる人材 | デジタル関連部門を中心に必要数を配置 |
| ＤＸ推進リーダー | デジタルに関する一定程度の知識・経験と行政実務の知識・経験を兼ね備え、一般行政職員や高度専門人材と連携し、中核となって実務を取りまとめる人材 | 各所属最低１人以上を配置 |
| 一般職員（デジタル人材） | デジタルに関する一定程度のリテラシーを有し、デジタルツールを積極的に活用し、業務効率化に取り組む人材 | 全職員 |

5　業務内容

(1) デジタルリテラシーアセスメントサービスの提供

情報処理推進機構（IPA）及び経済産業省の策定したデジタルスキル標準のうち、ＤＸリテラシー標準[ii]に準拠したデジタルリテラシーアセスメントサービス（以下「アセスメントサービス」という。）を利用者及び管理者に提供すること。

(2) ｅラーニングサービスの提供

ＤＸリテラシー標準に準拠したｅラーニングサービス（以下「ｅラーニングサービス」という。）を利用者及び管理者に提供すること。

(3) 利用者

各年度ごと次のとおりの人数を想定する。

| 区分 | 利用者数 |
|---|---|
| 令和７年度 | 約 2,000 名 |
| 令和８年度 | 約 2,400 名 |
| 令和９年度 | 約 2,000 名 |

(4) 管理者

利用者の受講状況を管理するため、デジタル戦略課内に１名の管理者を置くものとする。

6　サービス要件

(1) アセスメントサービス

ア　必須要件

・利用者が、ＤＸリテラシー標準に準拠したテスト（以下「アセスメント」という。）を Web ブラウザで受検できること

・利用者が、各年度ごと２回以上アセスメントを受検できること

・利用者が、受検結果を確認し、自身のリテラシーを定量的に把握できること

・管理者が、受検状況を確認・管理できること

・管理者が、組織全体の受検結果を定量的に分析できること（csv データ等の形式で分析結果を出力できることを含む）

イ　企画提案要件

次に掲げる項目は、必須要件とはしないが、企画提案における加点要素として考慮するものとする。

・利用者が、ＤＸリテラシー標準だけでなく、ＤＸスキル標準に準拠したアセスメントも受検できること

・管理者が、組織全体の受検結果と類似団体の受検結果を比較することで、県の受検結果の傾向を分析できること

(2) ｅラーニングサービス

ア　必須要件

・利用者が、ＤＸリテラシー標準における全項目に対応するｅラーニングを受講することができること

・利用者が、自身の受講状況を確認できること

・管理者が、各受講者の受講状況を確認・管理できること

イ　企画提案要件

次に掲げる例を参考に、職員が意欲的・効果的に学習を進めることのできる仕組みを提案すること。

・ＤＸリテラシー標準の内容だけでなく、ＤＸスキル標準に関するコンテンツも広くカバーし、職位や階層に応じた研修コンテンツを提供すること（具体的には、ＤＸスキル標準のビジネスアーキテクト・デザイナー・データサイエンティストに対応する研修コンテンツを想定）

・個人ごとの職位や職階などの属性や、学習状況に応じた受講コンテンツのリコメンド機能（ラーニングパス）があること

(3) アセスメントサービス・ｅラーニングサービス共通事項

ア　動作環境

表２に示す本県の環境で動作すること。なお、アセスメントサービス及びｅラーニングサービスは、SaaS としての利用を想定する。

【表２：動作環境】

| 区分 | 製品 |
|---|---|
| ＯＳ | Windows10 Enterprise LTSC 2019<br>Windows10 Enterprise LTSC 2021<br>Windows11 Pro<br>Windows11 Enterprise |
| ブラウザ | Soliton SecureBrowser<br>(Microsoft Edge WebView2) |

イ　継続的な改善

ＤＸリテラシー標準の改定が発生した場合、最新の内容に合わせてサービスの更新を行うこと。

また、本業務は３年間にわたって実施する業務であることから、１年目や２年目の実施状況を踏まえ、実施方法を改善していくことが想定される。そこで、受講者の意見集約を行うためのアンケートの実施や、意見集約結果を踏まえた改善案の提示など、継続的な改善に関する提案が可能な場合は、追加提案として提案内容に含めること。

ウ　広域での人材育成の取組に向けた仕組みの提案

県では、デジタル人材育成の取組を県内市町に横展開し、県・市町全体の職員のデジタルリテラシー・スキル向上を図るため、本業務において利用するアセスメントサービス及びｅラーニングサービスを、令和８年度以降に県内市町等と共同利用することを検討している。そこで、共同調達に参加する団体全体でボリュームディスカウントを効かせることができるようにするなど、広域での人材育成の取組がより有効となる仕組みを提案すること。なお、契約は一本化せず、各自治体ごとに行うことを想定している。

また、ボリュームディスカウントを提案内容に含める場合は、次の項目をあわせて提示すること。

・ライセンス数に応じたボリュームディスカウントの単価表
・令和８年度以降にボリュームディスカウントによる単価の変動があった場合、県の契約単価を変更すること（変更契約）ができるか

7　想定スケジュール

(1) ｅラーニングによる学習効果の定着を図るため、図１のとおり、利用者ごとアセスメントを２回以上実施することとする。

(2) 図１に示す流れを、各年度ごと、利用者を変えて実施することとし、委託期間全体の想定スケジュールは図２に示すとおりとする。

【図１：業務の流れ】

【図２：想定スケジュール】

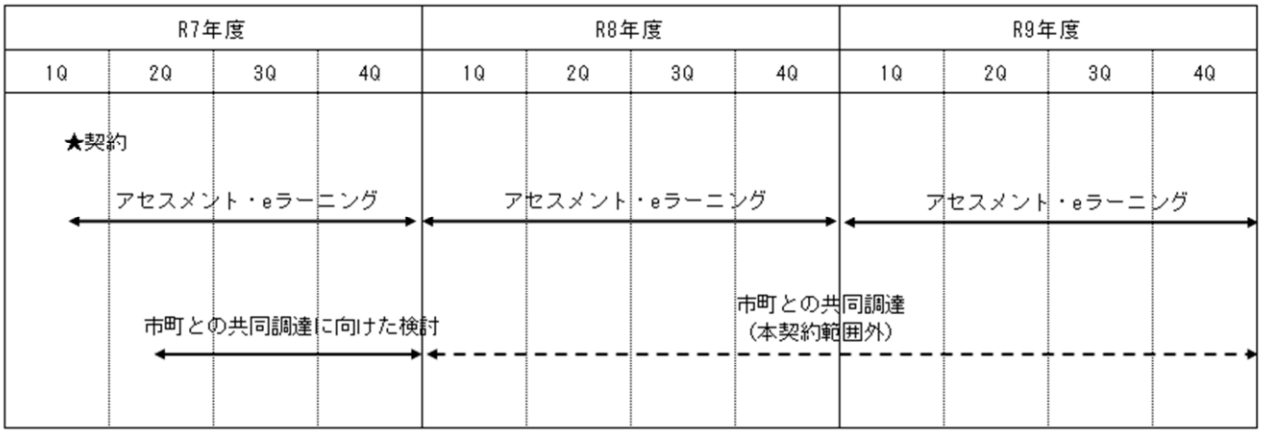


8　役割分担

| 区分 | 受託者 | 県 |
|---|---|---|
| アセスメントサービスの提供 | ○ | |
| アセスメントの実施・受検管理・結果分析 | | ○ |
| ｅラーニングサービスの提供 | ○ | |
| ｅラーニングの実施・受講管理 | | ○ |

9　サポート要件

(1) サービスの提供にあたり、利用者・管理者用のマニュアルを提供すること。

(2) 受講促進のために必要となるサポートを適宜行うこと。また、システム障害の発生時等には速やかに報告が可能な体制を確保すること。

(3) 本業務において利用するアセスメントサービス及びｅラーニングサービスの県内市町への展開に向け、県の求めに応じ、相談に対応すること。

(4) 県との連絡対応の窓口を一本化し、即時に対応できる体制を確立すること。

10　業務実施に当たっての留意事項

(1) 受託者は、本委託業務の遂行上知り得た情報、資料について承認なく、この契約以外の目的で使用し又は第三者に漏洩してはならない。
(2) 受託者は、委託業務を行うために提供された情報等を滅失改ざん及び破損してはならない。
(3) 受託者は、委託業務の実施に当たり、詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、県と協議の上で実施すること。

11　仕様書の記載事項の追加及び変更

この仕様書の記載事項は、県と受託者が協議し双方が合意した場合は、契約書の記載内容及び本業務の趣旨に反しないことを前提に、契約金額の範囲内において随時修正・変更できるものとする。

---

[i] 静岡県デジタル人材育成・確保方針
https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/keikaku/degital/1044027/1071737.html

[ii] ＤＸリテラシー標準
https://www.ipa.go.jp/jinzai/skill-standard/dss/about_dss-l.html